

## 埼玉回生病院通所（介護予防）リハビリテーション運営規程

### （事業の目的）

第1条 この規程は、医療法人社団協友会（以下「事業者」という。）が開設する通所リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態〔介護予防にあつては要支援状態〕にある高齢者等（以下「要介護者〔要支援者〕」という。）に対し、適正な指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕を提供することを目的とする。

### （事業の運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

- 2 指定通所リハビリテーション事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことによって、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。
- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供にあつては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

### （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人社団協友会 埼玉回生病院 通所リハビリテーション
- (2) 所在地 埼玉県八潮市大原455番地

### （職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 医師 1人（常勤職員1人）  
医師は、従業者の管理、指導を行うとともに、利用者の病状に応じた医学的管理を行う。
- (2) 看護職員 1人以上  
看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。
- (3) 理学療法士 1人以上
- (4) 作業療法士 1人以上
- (5) 言語聴覚士 1人以上  
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーション計画を作成し、理学療法、作業療法、言語療法その他必要なリハビリテーションを提供する。
- (6) 介護職員 3人以上  
介護職員は、リハビリテーションに伴って必要な介助及び援助を行う。
- (7) 管理栄養士 1人  
管理栄養士は、低栄養状態等の改善を目的として、栄養食事相談等の栄養管理を行う。

(8) 支援相談員 1人以上

支援相談員は、他職種、他機関と連携して通所リハビリテーション利用予定者及び家族介護者等への概要説明、利用手続き援助、心理的援助、サービス提供状況の確認及び調整、家族関係の調整を行う。

(9) 事務職員 1人

事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日ならびに祝日とする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間

1単位 午前10時00分から午後4時00分

2単位 午前10時00分から午前11時20分

3単位 午後14時40分から午後16時00分

(利用定員)

第6条 通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の利用定員数は40人とする。

なお、1単位30人定員、2単位から3単位は、各10人定員

(事業の内容及び利用料等)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(1) 機能訓練（リハビリテーション、リハビリを行う為に必要なマネジメントを含む）

(2) 入浴（一般浴・チェア浴）

(3) 食事の提供

(4) 健康状態チェック

(5) 送迎

(6) 延長サービス（介護給付）

(7) 栄養改善

(8) 運動器機能向上（介護予防）

(9) 口腔機能向上

(10) レクリエーション

2 通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点からの実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から、1kmごとに130円を加算する。

3 その他の費用として、次の号に掲げる費用の支払いを受けることができる。

(1) 昼食 1回 670円

(2) 日用品費（1日につき） 50円

（利用者の希望を確認したうえで使用するおしぼり・手ふきタオル・口腔ケア用品・日用品費）

(3) レクリエーション費 1日 150円 ※短時間（1～2時間）は70円

（クラブ活動やレクリエーション活動で使用する材料等の費用）

(4) 理美容費 1回 2200円

(5) おむつ代は、紙パンツ 1枚 200円

尿取りパット 1枚 50円

4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、八潮市、草加市（手代、瀬崎5丁目～7丁目、稲荷3丁目～6丁目）、三郷市の一部地域、東京都足立区（4丁目5丁目以外、南花畑、神明、神明南、六木、佐野、辰沼2丁目）の区域とする。

(衛生管理等)

第9条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第10条 事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者〔介護予防にあっては地域包括支援センター〕等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第11条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(個人情報保護)

第13条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束等)

第15条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の

生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーション（介護予防）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第17条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 主治の医師からの指示事項等がある場合には申し出る。
- (2) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。

(3) 体調不良等によって通所リハビリテーションに適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(その他運営についての留意事項)

第18条 事業所は、全ての通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護保険法第8条2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的に研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3か月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

- 2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は、適切な指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団協友会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年9月1日から施行する。

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和 2年5月1日から施行する。

この規程は、令和 3年4月1日から施行する。

この規定は、令和 6年3月1日から施行する。

この規定は、令和 7年3月1日から施行する。